

○津山工業高等専門学校産学連携推進委員会規程

〔平成18年2月28日〕
規程第23号

改正 平成20年4月1日規程第7号 平成22年10月5日規程第16号
平成28年2月17日規程第9号

(目的)

第1条 津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に，本校における産学連携活動の推進に資するため，津山工業高等専門学校産学連携推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は，次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域共同テクノセンター（以下「センター」という。）の管理運営に関すること。
- (2) 地域連携の推進方策の企画及び立案に関すること。
- (3) 公開講座の企画及び立案に関すること。
- (4) 知的財産の帰属，管理及び運用に関すること。
- (5) 知的財産，技術経営等に関する人材育成に関すること。
- (6) その他産学連携の推進及び知的財産に関すること。

(組織)

第3条 委員会は，次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 部門長
- (4) 各専門学科から推薦された教員各1人
- (5) 一般科目の文科系及び理科系から推薦された教員各1人
- (6) 専攻科運営委員会から推薦された教員1人
- (7) 事務部長
- (8) 技術部の職員1人
- (9) その他校長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した副センター長が、その職務を代行する。

(任期)

第5条 第3条第4号、第5号、第6号、第8号及び第9号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見聴取)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、学術・社会連携推進事務室において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日規程第7号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年10月5日規程第16号)

この規程は、平成22年10月5日から施行する。

附 則 (平成28年2月17日規程第9号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。